

【参考】 4月1日付けの組合員資格取得・喪失及び組合員種別変更時(一般⇄短期)の年金関係手続一覧表

3月31日まで		一般組合員					短期組合員								
4月1日から		一般組合員		短期組合員			一般組合員		短期組合員			一般組合員			
4月1日の任用形態		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員</li> <li>・暫定再任用フルタイム職員</li> <li>・任期付フルタイム職員</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時的任用職員</li> <li>・暫定再任用短時間職員</li> <li>・任期付短時間職員</li> <li>・会計年度任用職員(短時間及びフルタイム12か月目まで)</li> </ul>			就業予定なし(任意継続組合員を含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員</li> <li>・暫定再任用フルタイム職員</li> <li>・任期付フルタイム職員</li> <li>・会計年度任用職員(フルタイム13月目以降)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時的任用職員</li> <li>・暫定再任用短時間職員</li> <li>・任期付短時間職員</li> <li>・会計年度任用職員(短時間及びフルタイム12か月目まで)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤職員</li> <li>・暫定再任用フルタイム職員</li> <li>・任期付フルタイム職員</li> </ul>	
4月1日の勤務先		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)			民間企業	私立学校教職員	週20時間未満の勤務	自営業	① 神奈川県内の公立学校教職員 ② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)		① 神奈川県内の公立学校教職員 ② 他都道府県の公立学校教職員 ・国家公務員 ・地方公務員(①を除く)		
年金グループ提出書類	資格喪失(3/31退職時)	S39.4.1以前生まれの方 「就業予定調査 兼 年金請求意思確認」			S39.4.1以前生まれの方 「就業予定調査 兼 年金請求意思確認」 「退職届書」										
	資格取得(4/1就業時)	S39.4.2以降生まれの方 提出書類なし			S39.4.2以降生まれの方 「退職届書」										
		①提出書類なし		①任命権者に確認してください											
		②勤務先に確認してください		②勤務先に確認してください											
		勤務先①②によって手続が異なります					勤務先①②によって手続が異なります								
4月1日以降の年金	加入年金制度	公務員厚生年金		一般厚生年金			一般厚生年金	私立学校共済厚生年金	60歳未満のみ 国民年金	公務員厚生年金		公務員厚生年金			
	実施機関	①公立学校共済組合 神奈川支部 ②他支部・他共済組合等		日本年金機構			日本年金機構	日本私立学校振興・共済事業団	日本年金機構	①公立学校共済組合 神奈川支部 ②他支部・他共済組合等		①公立学校共済組合 神奈川支部			
		勤務先①②によって実施機関が異なります					勤務先①②によって実施機関が異なります								